

【その他の福祉】

1 日本赤十字社

日本赤十字社は、人道的任務を達成することを目的とし、日本赤十字社法に基づいて設置された団体です。

本市の赤十字活動は、社費の募集、社員の拡大、災害救護、各種講習会、献血運動、青少年の健全育成のほか、奉仕団、青少年赤十字の支援などを行っています。

■社費募集状況の推移 (千円)

区 分 年 度	目 標 額	実 績 額
令和7年度	14,980	8,358
令和6年度	14,980	13,060
令和5年度	16,073	11,576
令和4年度	16,073	11,912
令和3年度	16,073	15,954

(1) 災害救護

災害時（火災を含む）に備えて、毛布、日用品セットを備蓄し、また、その他救護活動に必要な資材（テント、鍋、釜等）を整備し、有事に備えています。

○令和7年度災害救護件数 … 3件

(2) 救命救急法講習会

けが人、急病人が発生したとき適切な応急手当が速やかにできる知識と技術を習得するため、講習会を開催しています。

2 献血推進運動

輸血用血液を献血により確保するため、採血車により各事業所等における献血の実施や、会津赤十字血液センターとの連携により、街頭献血の実施や献血思想の普及活動を行っています。

■献血状況の推移 (人、%)

区 分 年 度	目 標	実 績	達 成 率
令和7年度	2,656	3,287	123.8
令和6年度	2,664	2,857	107.2
令和5年度	2,534	3,071	121.1
令和4年度	2,619	3,014	115.0
令和3年度	2,517	3,155	125.3

3 孤立死等防止対策

高齢者等が周囲に気づかれずに亡くなる孤立死を未然に防止するため、平成24年10月から電気、ガス、水道等のライフラインに関わる事業者・新聞販売店及び会津若松警察署と協定を締結し、要支援者の早期発見に向けたネットワークを構築しています。

○協定締結事業所数（令和8年5月1日現在）…23事業所

4 会津若松地区保護司会

地域社会の中でボランティアとして、犯罪を犯した人や非行に走った人たちの立ち直りの援助や、地域住民からの犯罪や非行の予防に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行うなど、更生保護行政の重要な役割を担っています。

○保護司数 49名(令和8年4月1日現在)